

様式第 1（第 1 条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和 7 年 9 月 1 9 日

東京都知事

小 池 百 合 子 殿

東京都新島村本村五丁目 1 番 1 5 号

新島村商工会

会長 宮 原 淳

東京都新島村本村一丁目 1 番 1 号

新島村

村長 大 沼 弘 一

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員の

氏名：下井 勝博

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標						
I 現状						
(1) 地域の災害リスク						
新島・式根島は、富士火山帯に属する火山の噴出物から形成された島で、大島南方の海底の高まりから、新島・式根島・神津島、その南方の錢洲を経て、さらに南西に伸びる海底の小海嶺上にある。 新島村は、東京から南へ 156 km に位置し、有人島である新島・式根島と 3 つの無人島で形成されている。 新島は、北東 11.5 km、東西 3.1 km、標高 428.5m と 300.7m の二頭形台地状の島で、14 個以上の起伏が激しい小火山体から構成されており、宮塚山海拔 432.7m を最高点とする北部の山地と本村中央にある低地とに分かれており、居住区は島の北部にある若郷集落と島の中央部の本村集落に集中している。 式根島は、南北 2.3 km、東西 3.0 km、周囲 12.2 km で、最も高い山で標高 98.5m、突起の少ない台地状の地形であり、周囲の海岸線は複雑に入り組み、坂道や急崖が多い地形となっており、居住区は島内中央部の大地に集中している。 新島には、急傾斜地崩壊危険区域や砂防指定地が数多く存在しており、治山による保全・防護工事などを引き続き対策を講じていく必要があり、海岸沿に潮害防護防風、山地部には土砂流出防止保安林がそれぞれ指定されている。特に島の東側の岩壁は風雨は基より、波浪により崩落と侵食は近年著しく発生している。また、島の西側の砂浜の減少も季節風の影響と思われ、特に冬季の西風の季節風は島の生活の様々な障害の要因となり、大きな問題となっている。 今後は住民の生活環境の保全とともに村土の保全について、長期的な視野の下に事業展開していくとともに、自然災害への対応策を講ずる必要があると考える。						
1) 災害履歴						
(ア) 地震災害						
新島村の周辺では、火山活動に関連したやや大きな地震や、大規模な群発地震活動が発生する。						
発生年月日	震央	マグニチュード	島内最大震度	発生状況	被害状況	津波
1703.12.31 (元禄 16 年)	房総近海	7.9～8.2	不明		家屋数戸倒壊、津波による死者 1 名 大量の落石	推定 津波高 5～6m

1936.12.27 (昭和 11 年)	新島近海	6.3	4 (推定)	26 日ごろから数回の前震、28 日まで有感余震 300 回超	死者 3 名 負傷者 70 名 全壊 39 戸 半壊 484 戸 破損 589 戸 全戸数 2,000 戸のうち半数以上が被災 特に海岸で崖崩れが多く、落石や亀裂が見られた	津波被害なし
1957.11.11 (昭和 32 年)	新島近海	6.0	4	6 日ごろから前震 56 回、余震 250 回	全壊 2 戸 半壊 2 戸 亀裂 12 戸 石垣倒壊 20 か所 崖崩れ 2 か所	津波被害なし
1967.4.6～8 (昭和 42 年)	神津島近海	5.3	4	群発地震発生、最大震度 4 が 3 回発生	全壊 7 戸 半壊 9 戸 一部破損 61 戸 道路破損 11 か所 電柱倒壊 1 本	津波被害なし
1968.2.24～27 (昭和 43 年)	新島近海	5.0	4	群発地震発生	全壊 2 戸 半壊 4 戸 道路損壊 4 か所	津波被害なし
2000.7.15 (平成 12 年)	神津島近海	6.3	6 弱	6 月 29 日から 8 月 18 日群発地震、最大震度 6 弱 3 回、5 弱 4 回発生	負傷 10 名 全壊 1 戸 半壊 7 戸 破損 77 戸 崖崩れ、落石、道路崩落多数 若郷地区不通	津波被害なし

(イ) 風水害

新島村では、台風や集中豪雨による高潮や土砂崩れの被害が発生している。

発 生 年 月 日	災 害 名	総雨量	被 害 状 況
1972.12.23.~24 (昭和 47 年)	集中豪雨	301mm	道路、護岸、崖崩れ、簡易水道、電力、電話施設、家屋、商品等に被害 被害総額 16,000 万円以上
1996.9.22 (平成 8 年)	台風 17 号	391mm	最大瞬間風速 41.0m 以上、土砂崩れ、ブロック塀の破損、構築物の一部破損 被害総額 50,000 万円以上
2002.10.1 (平成 14 年)	台風 21 号	105mm	最大瞬間風速 60.0m 以上、家屋損壊 67 戸、村公共施設 15 か所以上、ビニールハウス 68 棟、船舶 28 隻、港湾施設等被害 被害総額 44,869 万円以上
2004.10.21 (平成 16 年)	台風 23 号	234mm	最大瞬間風速 26.5m、海底送水管（新島⇒式根島水道管）破損、土砂崩れ、式根島温泉施設土砂流入、農地土砂埋没、漁船破損、港湾施設破損 被害総額 1,700 万円以上（港湾施設除く）。
2017.10.22 (平成 29 年)	台風 21 号	191mm	最大瞬間風速 36.2m、最大時間降雨量 28.5mm/H、24 時間降雨量 191mm、照明等破損、温泉施設土砂流入、診療所一部損壊
2018.7.28 (平成 30 年)	台風 12 号	81mm	最大瞬間風速 30.3m、総降雨量 81.0mm、港湾施設破損、法面流出、カーブミラー、街灯破損等
2019.9.8 (令和元年)	台風 15 号		最大瞬間風速（15 号 52.0m、19 号 31.4m）、最大雨量（15 号 40.5mm、19 号 37.0mm）、公共施設、事業所、住宅など建物被害多数。全壊 5 件、半壊 8 件、一部損壊 521 件。道路分断、停電、通信網の断絶、断水等ライフライン被害発生。高波による栈橋、海岸護岸等構築物損壊、海岸方面の大規模崩落。
2019.10.12 (令和元年)	台風 19 号		

(ウ) 火山災害

発 生 年 月 日	噴 火 様 式	状 況
836~886 (承和 5 年~仁和 2 年)	マグマ水蒸気噴火	火砕物降下？ 噴火場所は新島北部地区
836~886 (承和 5 年~仁和 2 年)	大規模噴火 マグマ水蒸気噴火 →マグマ噴火	火砕サージ、火砕物降下→溶岩度ドーム噴火 場所は新島北部地区 マグマ噴出量は 0.085DRE km ³ (VEI3)

886～887 (仁和2年～仁和3年)	大規模噴火 マグマ噴火→マグ マ水蒸気噴火→マ グマ噴火 マグマ水蒸気噴火 →マグマ噴火	火砕流→火砕サージ→火砕物降下、火砕サー ジ→溶岩ドーム、火砕物降下→火砕流、火砕 物降下 噴火場所は新島南部地区 房総半島で黒煙、鳴響、雷鳴、地震頻発、降 灰砂多く牛馬倒死多数 マグマ噴出量は 0.73DRE km ³ (VEI4)
------------------------	---	--

2) 被害想定

(ア) 地震・津波

東京都は、南海トラフの巨大地震を想定した調査を行い、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」（平成25年5月）を公表している。

新島村の震度は、5強で一部6弱と想定され、液状化危険度はないと想定されている。

津波の最大波高及び最大波高到達時間の予測は、内閣府が公表した津波断層モデル11ケースのうち、新島村が対象となる津波断層モデルが5つのケースで予想されている。

【新島村の最大津波高及び最大津波高到達時間】

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位:m）					最大津波高到達時間 最短ケース(単位:分)
	ケース ①	ケース ②	ケース ⑤	ケース ⑥	ケース ⑧	
新島港	23.16	4.82	3.92	23.13	23.67	15.8(ケース①、⑥)
若郷漁港	22.29	5.23	3.94	22.30	22.37	16.7(ケース①、⑥)
羽伏漁港	10.70	4.58	3.88	11.94	7.55	20.5(ケース⑥)
式根島港	10.10	3.69	3.26	10.12	9.91	14.9(ケース①、⑥)
野伏漁港	22.37	4.79	3.82	22.39	22.32	14.0(ケース⑥)
小浜漁港	18.14	4.37	3.85	18.12	18.08	14.9(ケース①、⑥)

【最も大きいケース⑧における地震の揺れ及び津波による建物被害及び人的被害】

被害項目	冬・早朝		冬・昼間	
	新島	式根島	新島	式根島
建物全壊棟数（棟）	777	16	777	16
建物半壊棟数（棟）	146	8	146	8
人的被害（死者）（人）	800	0	394	9
人的被害（負傷者）（人）	15	0	1	0
（内重傷者）（人）	4		0	
人的被害（津波要救助者）（人）	6	0	0	0

※ハザードマップ（新島村ハザードマップ及び避難場所）：新島村ホームページより

http://www.niijima.com/bousai/bousai_map.html（別紙）

【ライフライン等の被害】

- ・発電所又は送配電線の被災により、一定期間電力供給が停止する。
- ・発電所が健全であっても島外からの燃料供給が途絶え、一定期間停電する。
- ・港湾施設の被災により島外からガソリン、ガス等の燃料の搬入が途絶える。
- ・海底通信ケーブル、島内通信ケーブルの被災により通信が途絶える。
- ・海底送水管の破損により水の供給が途絶える。（式根島）
- ・ごみ処理施設又はし尿処理施設の被災により、処理が困難な状態が継続する。
- ・津波又は停電により港湾施設若しくは空港が平常どおり利用できず、中長期にわたり島外との交通手段が制限される。
- ・津波又は崖崩れにより、島内の道路が通行できなくなる区間が発生する。
- ・被災又は燃料不足により自動車が利用できず、中長期にわたり生活に支障をきたす。
- ・港湾施設の被災、航路障害物等により、海運による生活物資の搬入が途絶える。
- ・多数の負傷者の発生により、島内診療所の受け入れ能力を超え、さらに、診療所が被災した場合にさらに深刻化する。
- ・空港の被災（停電を含む。）により、重傷者等の本土への搬送が平常時よりも遅れる。

（イ）風水害等

風水害は、台風等に伴う暴風、大雨、高潮等を想定する。

夏から秋にかけて大型の台風で、地震・津波によるライフライン等の被害と同様な被害に何度も見舞われており、温暖化の影響で台風自体が巨大化する傾向で、さらに甚大な被害が想定される。また、新島村には、急傾斜地崩壊危険個所が36か所、土石流危険渓流が5か所指定されている。そのうち、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域が1か所指定されている。また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策に関する法律」に基づき、東京都の調査により、土砂災害区域186か所（土石流161か所、急傾斜地の崩壊25か所）、そのうち土砂災害特別警戒区域167か所指定され、これらの箇所での土砂災害の発生が想定される。

上記のように、過去に何度となく自然災害に見舞われており、火山災害においてはすべての住民が島外に避難せざるを得ないが、台風災害は毎年のように発生し、台風の規模によっては管内事業者が甚大な被害を被っている現状であり、地球全体が温暖化現象で甚大な自然災害が頻発し、これからも想定以上の災害が発生する可能性も秘めている。

（２）商工業者の状況

- ・商工業者等数：259件
- ・小規模事業者数：255件

【内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考 (事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	28	28	新島：沿岸部に集中

	製造業	15	15	新島：沿岸部に集中
	小売業	40	40	新島：沿岸部に集中
	飲食店・宿泊業	109	109	新島：沿岸部に集中
	サービス業	39	39	新島：沿岸部に集中
	その他	28	24	新島：沿岸部に集中

(令和7年4月現在商工会調べ)

(3) これまでの取組

1) 新島村の取組

- ・新島村地域防災計画策定
- ・新島村新型インフルエンザ等対策行動計画策定
- ・新島村津波避難計画策定
- ・新島村国土強靱化地域計画策定
- ・防災無線の全戸設置及び村内全域屋外拡放送施設設置
- ・全村民を対象とした防災訓練（津波避難訓練）を毎年10月第3土曜日に実施
- ・津波避難マップ・津波浸水ハザードマップ、大雨洪水ハザードマップを作成全戸配布し啓蒙活動
- ・津波避難誘導標識並びに避難誘導路等の設置及び整備、避難困難地域の者を避難させるための津波避難施設設置
- ・夜間避難誘導灯設置
- ・防災備蓄倉庫新設
- ・避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導體制の整備、自治体との協力支援体制強化
- ・消防団組織の強化訓練
- ・災害避難時の避難所の開設
- ・食料及び生活必需品等の分散備蓄により発災後7日間程度の物資の確保
- ・災害時の協力業務及び方法など定めた協定

- ・島しょ町村：「島しょ町村災害時相互応援に関する協定」
- ・東京消防庁：「消防応援協定」・「東京都新島村消防応援協定」
- ・にいじま漁業協同組合：「災害時における船舶による輸送等に関する協定」
- ・**新島村商工会：「災害時における食料品等調達業務に関する協定書」**
- ・社会福祉法人新島はまゆう会：「災害発生時における相互協力に関する協定書」
- ・国土交通省関東地方整備局：「災害時の情報交換に関する協定」
- ・新島建設業協会：「災害時における応急対応業務に関する協定」
- ・郵便局：「災害時における郵便局と新島村役場の協力に関する協定」
- ・東京都：「災害時における支庁緊急対応費による応援に関する協定」
- ・都立新島高等学校：「避難所施設に関する協定」
- ・防衛装備庁航空整備研究所新島支所：
「大規模災害時における施設の緊急使用に関する協定書」
- ・警視庁新島警察署：「大規模災害発生時における施設等使用に関する協定書」

- ・東京電力パワーグリッド株式会社：
「災害時における相互連携等に関する基本協定」
- ・社会福祉法人 新島村社会福祉協会：
「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書」
- ・ヤフー株式会社：「災害に係る情報発信等に関する協定」

2) 新島村商工会の取組

- ・自然災害後の商工業者の被災状況の SNS 等を取り入れた情報収集の取組
- ・自然災害後の商工業者の被災状況を新島村、東京都大島支庁、東京都商工会連合会への報告
- ・災害時における食料品等調達業務に関する協定を新島村と締結
- ・新島村商工会危機管理マニュアルの作成
- ・商工会員向けの保険制度について会報誌で周知、加入促進
- ・新島村が実施する防災訓練に参加協力
- ・男性職員は、消防団に所属した経験者であり、うち 2 名は主幹団員となり現在も所属し、火災や自然災害発生時には消防団幹部員として活動

II 課題

- ・現状では緊急時の取組について「危機管理マニュアル」に記載してあるが、男性職員のうち 2 名は消防団幹部員を兼務。そのため発災時には消防団活動を優先されることが考えられ、それによる人員不足。
 - ・平時並びに緊急時に対応を指示する専門的な知識を持った人材がいない。
 - ・保険や共済に対する助言を行える専門的な知識を有する経営指導員等職員の不足。
 - ・想定される南海トラフ巨大地震では、住民の 40%以上の死者が想定されている中、商工業者の危機意識が追い付いていない。
 - ・台風災害には多くの経験値から危機意識は高いが、津波災害に対しては多くの事業所が被災対象区域に位置しているが、津波災害の経験がないため災害発生に対する危機感の欠乏。
 - ・避難時の生活必需品の重要性を認識し、非常持ち出し品の管理徹底を図るとともに、日頃から意識しながら持ち出し品の点検と準備。
- 以上のような課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当村との間において被害状況の報告体制を構築する。
- ・発災後速やかに復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・ライフラインである電源確保について、平時より自然エネルギーの活用（電気自動車・太陽光発電等）方策を啓蒙し、専門起業と協力体制を構築し導入の普及に努める。

・災害発生時の地域全体の現状把握と軽量物資の緊急輸送の一途を担うべく大型ドローンの利活用を企業と連携し行い、行政と情報共有を図り必要課目を検討する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間： 令和8年4月1日～令和13年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

・多発する自然災害や事故、疫病など、日々の様々な経営リスクから事業者を守り事業継続を支援するため、本事業計画の当会と当村の役割を整理して発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

・経営指導員による巡回指導等における、新島村の地域防災計画やハザードマップ等を用いて、各事業所の立地場所における自然災害のリスクを啓発する。また、災害時に有益な情報（災害補償等の保険制度のパンフレット）等で災害時の影響を軽減させる取り組みや対策について説明する。

・広報誌「商工会だより」や商工会のホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等行う。

・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 新島村商工会の事業継続計画の作成

・新島村商工会では、平成27年3月に「危機管理マニュアル」を策定し、これをもとに令和2年6月「事業継続計画」を策定（別紙参照）

3) 関係団体との連携

・事業継続計画策定に精通した損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、関係機関と共催してセミナー等の開催

4) フォローアップ

・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を巡回相談や窓口相談時に確認する。

・「新島村事業継続力強化支援協議会（仮称）」（構成員：当会、当村）を開催し、状況確認や改善点や支援策について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（例：令和元年台風15号、平成23年東日本大震災等と同程度規模）が発生し

たと仮定し、新島村との連絡ルートの確認等行う（訓練は必要に応じて実施する。）。

〈2. 発災後の対策〉

・自然災害時における発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

① 発災後、1時間以内に当会職員の安否報告を行う。

手順1：当会職員グループLINEによる安否確認

手順2：未返信者へ個別のLINEによる安否確認

手順3：未返信者へ携帯電話→自宅電話→緊急電話で確認

手順4：連絡の取れない職員にあっては、自宅に訪問し確認

② 安否確認後、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）業務従事の可否を確認し、当会と新島村で共有する。

③ 国内感染者発災後、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

④ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、新島村における感染症対策本部設置に基づき本会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

・当会において把握した被害状況や被害規模を新島村に報告し、情報共有を図り、災害に応じた応急対応の方針を決定し、支援を行う。

・職員自身の目線で命の危険を感じる降雨・防風状況の場合は、出勤をせず、地震の安全確保をして警報解除後に出勤する。

・警報解除後に職員の自宅近隣が被災し、応急措置が必要な場合は復旧作業に従事してから出勤する。

・大まかな被害状況を確認し、発災翌日までに情報共有する。

【被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	・島内10%程度の事業所で「互が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・島内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない。若しくは、道路が遮断されていて連絡ができない。
被害がある	・島内1%程度の事業所で「互が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・島内0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の報告はない。

※なお、連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と新島村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	・速やかに情報を共有する
発災後～1週間	・1日に1回以上共有する
2週間～1ヶ月	・新たな事象が判明した時点で共有する
1ヶ月以降	・適時共有する

- ・「新島村新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要は情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、島内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、新島村の指示に従って被災地域での経営支援を行うことについて事前に決めておく。
- ・当会と新島村が共有した情報を、東京都の指定する方法にて、当会及び新島村より東京都産業労働局商工部地域産業振興課及び調整課へ報告する。
- ・新島村・新島村商工会 発災時における指示命令系統・連絡体制（別紙）

〈4. 応急対策時の村内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、新島村と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場合においては、相談窓口を設置する。
- ・村内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や東京都、新島村の施策）について、村内小規模事業者等へ周知する。

〈5. 村内小規模事業者に対する復興支援〉

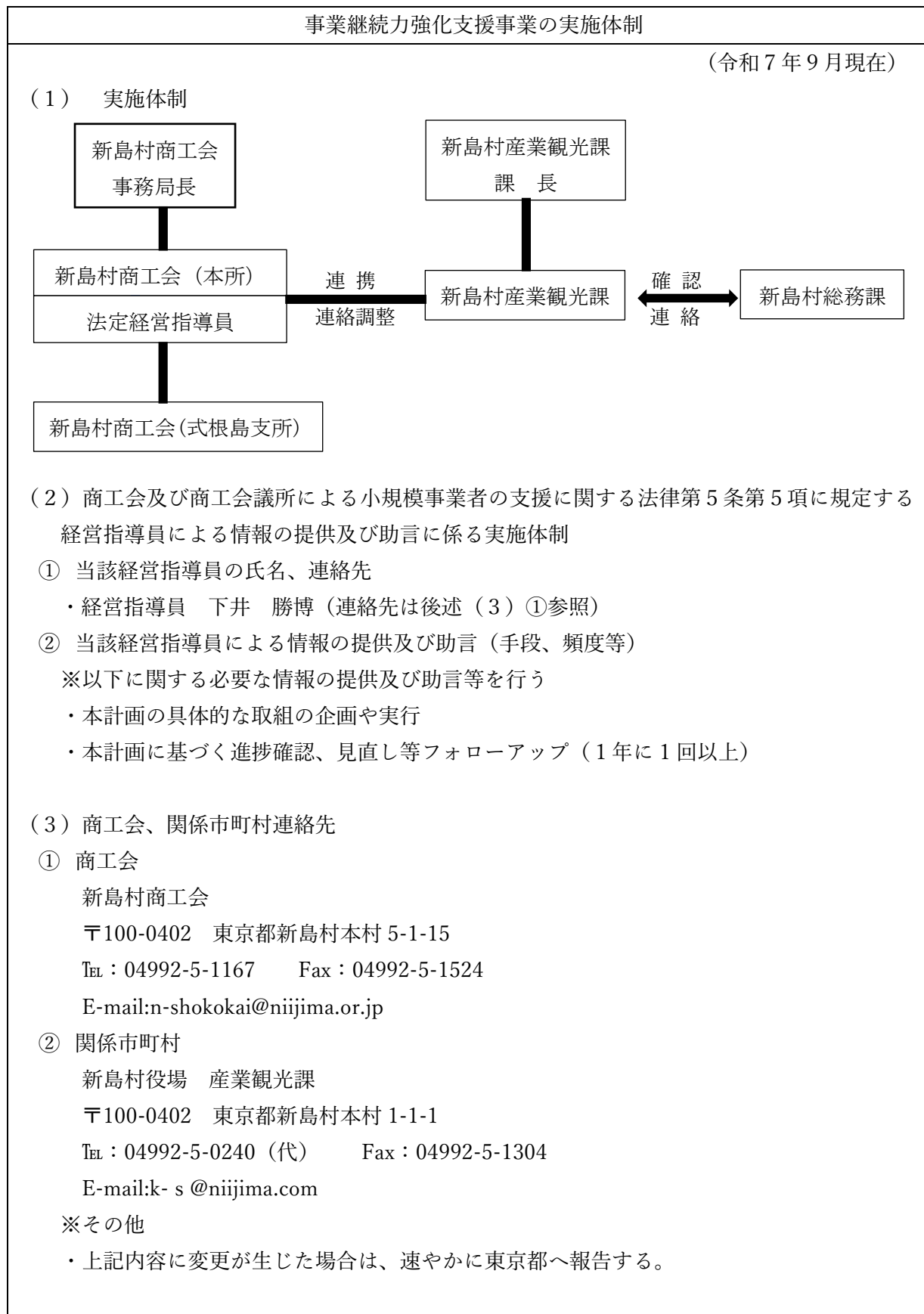
- ・東京都の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災事業者は、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要「罹災証明書」についての助言を行う。
- ・被害規模が大きく、新島村や当会のみでの対応が困難又は不可能である場合は、他の地域からの応援派遣等を新島村を通じて東京都に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法 (単位：千円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
必要な資金の額	180	180	180	180	180
・ 専門家派遣	60	60	60	60	60
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	60	60	60	60	60
・ チラシ等制作費	30	30	30	30	30
・ その他経費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金については、見込み額を記載

調 達 方 法
会費、都補助金、村補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載

(別表 4)

事業継続力協会支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等